

平成24年第1回教育委員会

定例会会議録

平成24年1月18日

東久留米市教育委員会

平成24年第1回教育委員会定例会

平成24年1月18日午前10時08分開会
市役所6階 602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (2) 平成23年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算(案)について
 - (3) 平成24年度東久留米市一般会計(教育費)当初予算（原案）について
 - (4) その他
 - (5) 諸報告
 - ① 平成23年第4回市議会定例会について
 - ② 市立小・中学校における空間放射線量の測定結果について
 - ③ 東久留米市特別支援学級設置検討会の検討状況について
 - ④ 小山小学校の給食調理業務委託に関する保護者説明会について
 - ⑤ 平成24年度東久留米市教育委員会教育目標及び基本方針について
 - ⑥ その他

出席委員（5名）

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 荒 島 久 人	総 務 課 長 東 淳 治
指 導 室 長 片 柳 博 文	生涯学習課長 山 下 一 美
学校適正化等 担当課長 師 岡 範 昭	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
図 書 館 長 高 梨 顕 彦	統括指導主事 末 永 寿 宣
指 導 主 事 間 嶋 健	指 導 主 事 大久保 順 子
財 務 部 長 沢 西 晋 之	財政課長補佐 佐 藤 貴 泰

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 小野塚 将 志
-----------------	---------------

◎開会及び開議の宣告

(午前10時08分)

○委員長 これより平成24年第1回教育委員会定例会を開会する。本日は全員出席であり会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。

なお、本日は、議案第2号にかかわって、財務部長と財政課課長補佐に出席いただくことになっている。

◎会議録署名委員の指名

○委員長 日程第1、会議録の署名委員の指名について。本日は4番の井上委員に願います。

◎会議録の承認

○委員長 11月9日に開催された第11回定例会の会議録については既にご確認いただいているので、よろしければ承認をいただきたい。異議なしと認め、第11回定例会の会議録については承認された。

第12回定例会の会議録については、後刻改めてご確認いただきたい。

◎傍聴の許可

○委員長 本日、傍聴の方はいらっしゃるか。

○総務課長 いらっしゃる。

○委員長 それではここでお入りいただくこととする。

(傍聴者入室)

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○委員長 日程第2、「議案第1号 平成23年度東久留米市教育委員会一般会計（教育費）補正予算(案)について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

○教育長 「議案第1号 平成23年度東久留米市教育委員会一般会計（教育費）3月補正予算(案)について」、上記議案を提出する。平成24年1月18日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためである。詳細については担当課長から説明する。

○総務課長 資料の1ページをご覧いただきたい。「臨時職員賃金」であるが、臨時職員が9月30日付で退職した以降は課内で対応し、その分の差金を減額するものである。続いて、「電子計算機借り上げ料」であるが、これは事務用コンピュータの契約差金の減額である。続いて、「教育備品」も小・中学校の放送機器の購入にかかわって契約差金が生じたための減額である。続いて、こちらも「電子計算機借り上げ料」であるが、こちらは教育用コンピュータにかかる契約差金の減額である。続いて、「理科教育設備整備事業備品」であるが、理科備品の購入にかかわって契約差金が生じたための減額である。続いては、「小学校空調機設置工事」である。国庫支出金及び東京都支出金を活用した普通教室への空調機設置について平成24年度予算での実施を検討していたが、24年度の国庫支出金については学校施

設の耐震補強工事が優先されることになり、これ以外の今回の空調工事・トイレ事業・太陽光発電事業等については厳しい見通しであるという東京都からの通知もあり、23年度の補正予算で措置をして、24年度に向けて実施するため予算計上を行うものである。実施校は23年度に実施した以外の第九小学校、第十小学校、小山小学校、神宝小学校、南町小学校、本村小学校、下里小学校の7校である。23年度の3月補正で予定し、繰越事業として引き続き24年度に実施を予定している。続いては「小学校施設各種点検委託料」で、各事業の契約差金による減額である。続いては「小学校委託料」で、第三小学校の外壁改修工事及び本村小学校の校庭雨水排水施設設備の実施設計委託料の契約差金の減額である。続いては「中学校施設各種点検委託料」で、冷暖房機器の保守点検委託等の契約差金による減額である。続いては「中学校委託料」で、中央中学校のテレビ電波障害共同受信施設撤去折衝等委託、西中学校の校庭雨水排水施設整備実施設計委託の契約差金による減額である。

- 委員長 質疑は全体の説明が終わった後に行うので、引き続き説明をお願いします。
- 学務課長 11ページの「小学校特別支援教育費(臨時)」は臨時職員の賃金であるが、対象児童が1名減になったこと、学校の要望により年度途中の採用者があったこと、児童の実態から週3日の雇用者がいたこと、さらに、宿泊学習時の介助員人数が見込みを下回ったことなどによる減額である。続いては「中学校特別支援教育費(臨時)」で同じく賃金であるが、当初は介助員7名の雇用を見込んでいたが、対象児童が1名減になったこと、学級数が昨年度と同数で落ち着いたことなどによる減額である。続いては「小学校就学奨励費」であるが、当初の見込み件数を下回ったための減額である。続いては「中学校就学奨励費」であるが、同様に見込み件数を下回ったための減額である。
- 生涯学習課長 続いては「国民体育大会競技施設整備事業」である。平成25年の国体の開催に際してリード競技施設の壁の建設を予定しているが、その実施設計は本年度中行う予定である。費用は東京都の補助金が10分の10となったことに伴い、歳出予算額と同額の160万円を歳入予算に措置するものである。続いては「体育指導委員定例会報酬」であるが、教育委員会から委嘱している23名が体育指導委員として活動されており、毎月1回の定例会が開催されている。欠席者には報酬を支出していないがその見込額の減額を行う。続いては「体育施設用地借り上げ事業」であるが、テニスコートなど民有地あるいは東京都の保有地を賃貸借契約によって借りている契約額に差金が生じたため減額する。
- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 空調機については今年度の補正予算で計上し、工事は24年度に行うということだが、今年度同様、夏休み中の工事になるのか。
- 総務課長 3月補正で小学校7校分の予算計上をし、議会での議決後、なるべく来年度の早い時期に工事を開始したいと思っている。少なくとも夏休み後には使用できるように工事が進められるよう契約準備をし、工事施工、竣工に向けて対応していきたいと考えている。
- 委員 パーソナルコンピュータの借り上げ料には事務用と教育用があるが、いずれもリースなのか。毎年、新規契約をしているのか。
- 総務課長 リース料であり、入れ替えを行ったため改めて契約したものである。今回は長期継続契約による契約差金を減額するものである。
- 委員 何年間の契約なのか。
- 総務課長 5年契約で、そのリース期間である。

- 教育長** 6ページの「小学校空調機設置工事」の歳出の財源構成であるが、まだ起債が決まってないからこういう内訳になっているのか。
- 総務課長** そうである。歳入欄に国庫支出金と都支出金の欄があり、国庫支出金の4,310万円と都支出金の5,792万3,000円を計上しているが、表の一番下の財源構成のところはまだ空欄で、一般財源しか入っていない。今後、国庫支出金と都支出金を踏まえた形で計上するが、現時点で起債がどれだけ借りられるかは未定であるため空欄となっている。実際には国及び都の支出金、さらに起債を活用した事業になる予定である。
- 委員長** 「空調機の施設についてはできるだけ夏までに」ということであるが、各市の工事が殺到するのではないか。
- 総務課長** この空調工事は23年度、24年度に集中している。現在、本市でも小学校の半数と中学校全校で工事を行っているが他団体も同様な状況で、工事業者の選定等に当たってはいろいろ苦労があったと聞いている。来年度についても同様の状況が想定されるが、契約状況を見守っていきたい。
- 委員長** できるだけ早く子どもたちのために格別のご尽力、ご配慮をお願いしたい。これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第1号 平成23年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第1号は承認に決した。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

- 委員長** 日程第3に入る前に、説明のために、財務部長と財政課課長補佐にお入りいただくこととする。暫時休憩をする。

(午前10:26休憩)

(財務部長及び財政課課長補佐入室)

(午前10:28再開)

- 委員長** 再開する。日程第3、「議案第2号 平成24年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算(原案)について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長** 「議案第2号 平成24年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算(原案)について」、上記議案を提出する。平成24年1月18日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためである。詳細については財務部長から説明させていただく。
- 財務部長** 資料の1ページの「1. 平成24年度予算編成について」をご覧ください。これは予算編成に当たり、市長から庁内に示した通知である。冒頭の「はじめに」の最後の段落に今後の財政運営にかかわる市長の基本的な考え方として、「改定した第4次行財政改革アクションプランの着実な実行、選択と集中による財政資源の最適配分の推進、新たな歳入確保を進め、日常的な行政サービスにかかわる経常事業について市税や地方交付税、税連動交付金といった経常歳入の中で実施できる財政構造の確立を早急に図らなければならない」と示している。しかし、予算編成作業ではこの基本的な考え方の実現を図るべく歳入歳出両面であらゆる方策を活用し努力したが、この予算原案では残念ながら実現できなかった。次に、「基本方針」への対応であるが、活用可能な補助金制度の活用、第4次行財政改革アクション

ンプラン事項の確実な実施、事務事業評価結果を踏まえた方向性の反映、将来の負担を考慮した計画的な事業化、前年度予算額を下回る予算要求などを掲げていたが、一部の特殊要因を除けば達成できている。2ページの「留意事項」に掲げた歳入歳出にかかわる10事項については、補助金に対する共通業務運用指針に沿った精査を除いてすべて達成でき、特別会計についても必要な改定を見込んだ結果、一般会計の負担を抑制することができた。この間、教育委員会には国や東京都の支出金の確保や事務事業進行管理においての調整にご努力いただいたことにお礼申し上げたい。続いて、3ページの「財政規模」であるが、一般会計は376億2,481万5,000円で、前年度比13億8,418万5,000円、3.5%の減となった。一般会計と4特別会計を合わせた予算総額は622億8,791万7,000円で、前年度比7億6,848万円、1.2%の減となった。4ページには「財政規模の推移」を示している。5ページは「歳入予算の内訳（一般会計）」である。各項目の主な増減理由は、7ページから8ページに記載している。市税については6ページの表を併せてご覧いただきたい。「個人市民税」は年少扶養控除が24年度に廃止されるため増要因になるが、一方で、高齢化により納税義務者の減少に歯止めがかからない状況となっており、結果として前年度比3,003万7,000円の減と見込んでいる。「法人市民税」は円高の影響はあるものの、市内の企業には食品関係の製造業あるいは物販関係の業種が多いことから、企業収益が改善傾向と見込まれている。これをベースに前年度比1,350万4,000円の増と見込んでいる。「固定資産税」は企業収益の改善による償却資産の微増が見込まれるものの、評価替えに伴い既存家屋の経過年数による減価が見込まれるため、前年度比1億3,819万6,000円の減を見込んでいる。「軽自動車税」については微増と見込んでいる。「市たばこ税」は喫煙される方の減少から売上本数は減少しており、また、税率改正により1本当たりの税率が高くなっている。その影響から前年度比1億426万1,000円の増を見込んでいる。「地方譲与税」「地方特例交付金」「地方交付税」は、いずれも23年度の決算見込み及び地方財政計画で示された伸び率により積算している。「地方譲与税」は税連動交付金を含め、前年度比7,000万円の増となっている。「地方特例交付金」は6,297万2,000円の減、「地方交付税」は前年度比1億1,488万8,000円の増を見込んでいる。「使用料及び手数料」は2億9,393万5,000円で、前年度比184万3,000円の減を見込んでいる。なお、「道路占用使用料」は3月議会において条例改正を提案予定である。それに基づく増の見込みがあるが、市内にある高齢者福祉住宅が廃止になることから使用料が減少するため、184万3,000円の減を見込んでいる。「国庫支出金」と「都支出金」についてはいずれも予算計上事業について補助金等の活用を図った結果、国庫支出金については前年度比9,114万5,000円の増、都支出金については4億1,545万8,000円の減を見込んでいる。「財産収入」は23年度には大規模な売却があったが、今年度はない。そういう中でも財源確保のため、微細な普通財産の売却を積極的に進め、422万6,000円の増を見込んでいる。「寄附金」は、宅地開発に伴うみどりの基金寄附金の増額により前年度比494万1,000円の増を見込んでいる。「繰入金」は総額で4,763万8,000円の減を見込んでいる。市の普通預金に当たる「財政調整基金」は財源不足を補てんするため、7億8,552万3,000円の繰り入れを見込んでいるが、前年度比421万7,000円の減となっている。「公共施設等整備基金」及び「みどりの基金繰入金」は特定目的に当たる基金であるため、それらの事業に充てる繰り入れを行うが、減少を見込んでいる。

「教育振興基金」については教育委員会の要望に沿うため、基金を最大限活用するという予算査定を行った結果、1億7,010万円の繰り入れを見込んでおり、前年度比1億1,259万4,000円の増である。この結果、教育振興基金の残高はおよそ3億4,000万円である。「諸収入」はそのほかの収入である。前年度の決算実績を踏まえ見込めるものを最大限に見込んだが、1億1,957万4,000円の減となった。「市債」は25億3,660万円の借り入れを予定している。内訳は臨時財政対策債で、これは現金がない国の代わりに地方が肩代わりをしてその分を借り入れる地方債で、19億2,000万円を予定している。普通地方債は6億1,660万円の予定であるが、結果として、両方の借入金額合計が来年度の償還元金を下回るため、基本的には公債費は今以上に増加しないという財政規律を保っている。

次に、歳出予算の内訳をご覧いただきたい。教育費は39億7,544万3,000円で、対前年比3億6,720万4,000円の増、10.2%の増である。市予算の全体の中の構成比では民生費が48.2%で第1位、土木費が10.9%、教育費は10.6%である。次に、各款の個別の増減要因であるが10ページをご覧いただきたい。議会費は前年度比6,670万円の減となり、主な要因は議員共済費が国の制度改正により、昨年度、臨時的に支出した。その減少が大きな要因である。総務費は、前年度比9億6,082万3,000円の減となっている。大きな要因は旧保健福祉センターの解体工事の予算減である。民生費は前年度比1,090万8,000円の減となっているが、障害福祉サービス費が前年度に比べ約2億円の増加、生活保護費は約2億4,000万円の増加、保育運営費は約1億円の増加など、経常的に支出しなければならない要素が増加している状況であるが、昨年度、子ども手当が当初予算ではかなり大きな金額で予算措置していたことから、その相殺の中で前年度比1,090万8,000円の減となっている。衛生費は30億8,443万6,000円で、前年度比2億2,298万2,000円の減となっている。昨年度は柳窪の樹林地を購入したが24年度にはこのような大きな用地購入がないことから、大きな減少要素となっている。労働費は4,000円の減である。農林業費は678万4,000円の減で、都市農業に対する補助金が減少になったことが大きな要因である。商工費は前年度比4,418万2,000円の減で、大きな要素としては23年度実施した東久留米市商業活性化対策事業補助金、プレミアム商品券事業を24年度には計上しないため、それによる減少が大きな要素である。土木費は前年度比3億5,142万3,000円の減である。都市計画道路事業、特に3・4・19号線は駅の西口から小金井街道の前田外科病院までつながる道路であるが、この道路の進行が遅れているため、来年度はそちらの事業費が大きく減少すること、あるいは駅の東口から新座市境に向かう3・4・20号線という都市計画道路の用地取得費あるいは補償費などが減少することが大きな要素である。消防費は前年度比433万5,000円の増で、第7分団の消防団詰所を新築することが要因である。教育費は前年度比3億6,720万4,000円の増であるが、詳細については後ほど担当の課長補佐から説明する。公債費は償還元金以上に借り入れを行わないことを例年続けている結果、9,191万8,000円の減という抑制を行っている。職員人件費は49億2,355万円で、前年度比5億4,284万7,000円の減を見込んでいる。特別会計を含めると対前年度比5億7,224万6,000円の減となっている。ベアの改定、職員の地域手当の削減あるいは職員数を増加させないという定員管理を行ってきた結果に合わせ、来年度には約7,000万円の時間外手当の減を見

込んでいる。決算見込額を大きく上回る減少を見込んでいるが、来年度は厳しい市財政の中、徹底した管理により達成していきたいと考えている。11ページをご覧ください。市長が来年度に三つの重点施策を定めている。一つは行財政改革の推進、二つ目は生活の安全・安心の向上、三つ目は子どもが健やかに生まれ育つことへの支援である。これらには表記してある事業が位置づけられている。ここからは担当の課長補佐から説明させていただきたい。

○財政課課長補佐 12ページの「第4次長期総合計画・前期基本計画の施策体系による新規事業・投資的事業等について」をご覧ください。「1 にぎわいと活力あふれるまち」では「地域産業推進協議会事業」を引き続き実施していくほか、コミュニティホール東本町の運営として賃貸借契約の更新を予算計上している。「2 住みやすさを感じるまち」では優先施策の事業として「防犯対策指導員」を新たに設置することに伴う報酬である。また、「災害時要援護者台帳システム構築業務委託及びマップ印刷業務委託」「防災活動拠点整備工事」「地域防災計画改訂業務委託」「国民保護計画改訂業務委託」という、防災・防犯対策の充実に力点を置いている。そのほか、「消防団詰所新築工事（第7分団）」「消防ポンプ自動車更新（第10分団）」などが新規事業に挙げられている。さらに、竹林公園の用地購入や街路整備、市道整備、舗装工事といった道路整備についても引き続き行っていく。

「3 健康で幸せにすごせるまち」では、「野火止地区センター耐震診断業務委託」の実施が新規計上である。また、23年度に耐震診断を行った浅間町地区センターについては耐震補強工事の設計委託を24年度に実施し、それ以降、工事に取りかかる。また、「高齢者向け優良賃貸住宅家賃等補助金（リベレほんむら）」「高齢者向け優良賃貸住宅の敷金（リベレほんむら）」も新規で計上している。このほか、「成年後見制度利用助成」「ガーデン・ほんむら施設借り上げ料」「ガーデン・ほんむら敷金」なども新規事業として計上している。その他、障害福祉サービス費が拡大しているほか、「子宮頸がん等ワクチン接種委託」「妊婦健康診査委託」といった予防や健康に当たる部分についても拡大している。

「4 子どもの未来と文化をはぐくむまち」では、新規事業に南町学童保育所に避難路を設置する工事がある。子ども家庭支援センターでの児童相談は紙の台帳で行っていたものをシステム導入により、児童相談の充実を図る。「幼稚園等就園奨励費補助金」については国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金が3年間延伸されたことに伴い、引き続き被災児童支援を継続していく。保育については優先事業が2点ある。保育運営費では幼保連携型認定こども園の運営費として、定員33名のかたばみ保育園が開設する。また、滝山しおん保育園の定員が36名から90名に、下里しおん保育園の定員も100名から130名にそれぞれ拡大するなど、子育て施策の充実を図っている。病児病後児保育事業補助金も23年度には利用80人未満での補助金を支出していたが、200人未満までに拡大している。

続いて、教育費の説明をする。別紙「平成24年度当初予算小・中学校費主な新規建設事業等一覧」をご覧ください。第四小学校の記念碑の設置として、設計委託並びに設置工事費の262万5,000円が新規事業である。また、校庭雨水排水施設設置工事で、降雨時に校庭に溜まる雨水の排水施設の設置については本村小学校分で1,982万1,000円、西中学校分で4,717万9,000円が新規計上である。新たな大規模改造工事に向けた設計委託としては、本村小学校と小山小学校を合わせて2,140万円の予算計上をしている。続いて、24年度に実施する大規模改造工事については総額で5億8,680万円になるが、体育館棟の耐震補強工事としては第十小学校、小山小学校、南中学校、大門中学校を予算措

置している。校舎棟では、下里小学校の耐震補強工事を行う。もう一つの大規模工事は特別支援学級教室の整備であるが、第六小学校と南町小学校の工事を予定している。大規模改造の耐震補強の中で残る東中学校については、第四小学校の解体工事並びに東中学校の体育館の新設工事を行う方向であり、24年度については新設工事の基本・実施設計委託として4,610万円を新規計上している。また、平成23年度で設計委託を補正予算で計上した第十小学校の校庭芝生化工事については、平成24年度にはスプリンクラーの設置などの設備工事を行い、25年度に芝生工事を行うということで、まずは設備工事分として3,300万円を新規計上している。第三小学校外壁改修工事として4,700万円計上しているが、老朽化によりクラック等が発生していることから、建物の延命を図る補強工事を行っていく。続いて、久留米中学校の渡り廊下を増築するための実施設計委託を平成24年度で新規計上している。特別支援学級教室整備の実実施設計委託については特別支援教室を西中学校、久留米中学校の工事を平成25年度に、26年度に開設を目指し、実施設計委託の840万円を計上している。

続いて、「教育振興基金充当事業一覧」をご覧いただきたい。校庭雨水排水施設設置工事については、教育振興基金を充当することで事業を行う。また、東中学校の体育館新設工事の基本・実施設計委託、並びに第三小学校の外壁改修工事についても教育振興基金を活用して事業を実施する。また、小・中学校の教材備品は音楽教材としての楽器の購入であるが、全校に楽器を購入するという事で各校50万円ずつの合計1,000万円を教育振興基金から充当し、合計で基金の繰入額は1億7,010万円になる。

戻って資料の14ページ、学務課の予算をご覧いただきたい。「就学援助費（小学校費・中学校費）」は幼稚園の就園奨励費と同様のものであるが、国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の延長に伴い、就学援助費の中で被災児童の支援を継続していく。また、拡大事業になるが給食調理の業務委託として第一小学校、第七小学校、第九小学校に続き、新たに小山小学校の給食調理業務を委託していく。継続していく事業には小・中学校の学力調査委託がある。また、学校教育サポート事業は拡大して緊急雇用創出事業の補助金を活用し、現在の指導員からこの緊急雇用を活用した部分で指導員を増員していく。第三小学校で実施している言語能力向上推進事業についても継続する。第一小学校と中央中学校で実施している習熟度別少人数指導実践研究推進事業についても継続する。スクール・ソーシャル・ワーカーの活用事業については拡大し、1名増員していく予算措置となっている。続いて、生涯学習課の予算であるが、「新規」は落合川と黒目川に設置している14個所のウォーキング案内板の改修工事を行うものである。「子どもの体力運動能力向上事業委託」については市長会の助成金を活用する3カ年事業になるが、運動競技の第一人者による講演や体験教室などを開催していく事業を新規計上している。また、本格化してくる東京国体の準備事業として、国体競技施設の整備工事がある。リード競技の仮施設の建設や選手等が使用するアイソレーションルームの建設工事などを予定している。また、東京国体実行委員会の補助金も拡充していく。青少年センターの耐震診断調査業務委託も新規計上しているが、建築基準法における新耐震基準導入以前に建築されている施設であるため、安全性のために耐震診断を実施していく。スポーツセンターのプールろ過器についても老朽化しているため、安全性を確保するために整備を行う。続いて、図書館では外壁補修及び雨漏り防止のための工事を実施していく前段で、24年度については実施設計委託を新規計上している。中央図書館地下

電動書架改修工事であるが、同館の地下にある電動書架は開館以来更新していなかったのでモーターを更新する改修工事を行うものである。

「5 地球環境にやさしいまち」では引き続き、緑の基本計画の策定支援委託を行うほか、環境基本計画中間見直し支援委託継続する。また、「塵芥・資源物等収集運搬業務委託」では委託の範囲を拡大していく予算になっている。

「6 基本構想実現のために」の優先事業には「企業等誘導支援委託」がある。23年度で債務負担行為を設定し、新規計上して本格的に委託業務を開始していく。24年度にも引き続き、仕分け市民会議で事務事業の仕分けを行っていく。現在、実施している「公共施設使用料のあり方検討委員会経費」についても引き続き実施していく。また、社会福祉審議会の中で子育て支援部会を実施していくため、社会福祉審議会は拡大となり、新たに子育て支援部会の設置費を予算計上している。引き続き、タウンミーティング事業も実施していく。

「7 その他の事業等」は新規となっているが、既存施設のAEDについては期限が来るものを更新していく。わかき学園及び公設公営の公立保育園7園すべてには新たにAEDを設置する。なお、この保育園の中には、ゼロ歳児から使用できるAEDを新設していくところもある。

○委員長 教育委員会としては、ご配慮いただいている教育関係を中心に伺うのは当然であるが、いつも申し上げるように、われわれは市政全般の動きを見ながら教育委員会の仕事をしている。全般にわたって何か伺うことはあるか。

○委員 教育予算については約3億7,000万円の増額案で検討いただけるということで、お礼申し上げます。ただし、都の支出金のうち、国体関係に対しては増額だがそれ以外は4億円余りの減となっている。東京都との折衝の関係によるということだが、復活折衝することは難しいのか。

○財務部長 都支出金については委員ご指摘のとおり、増要因としては国民体育大会の競技施設の設備補助があり、これは全額が都の支出金である。減要因の大きなものは、「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」である。都市計画道路3・4・19号線、これは駅西口から小金井街道まで、さらに滝山団地のバス通りから第十小学校を経て東村山市境まで向かう道路に対する補助金である。これらの事業量は来年少なくなることから、減になっている。なお、一番大きい要素は「公立学校施設冷房化緊急支援特別事業」である。本来は来年度に予定していたが、教育委員会から「23年度中に補正予算で対応したい」という要望があり、その補助金がすべて23年度に移るために大きな減要因となっている。したがって、補助金の額が減っているわけではなく、本市の事業量の見合いの中で減っているとご理解いただきたい。

○委員 大規模改修については委員に就任以来お願いしていたが、厳しい予算の中、今回かなりの部分が実施されるようなのでうれしく思っている。

他の委員からも指摘があったが、東京都や国から予算をもらえる事業についてはいち早く情報を得て、その事業は補助金も一緒に引っ張ってくるような形で進めてもらえたら、厳しい予算の中でもやっていけると思う。教育委員会も含めて情報収集をしっかりとやっていただきたい。

○財務部長 努めていく。

○教育長 事務局として一言申し上げさせていただきたい。平成24年度予算についても、教育委員会からは多くの予算要望を出させていただいた。大変厳しい財政状況の中、財務部には教育委員会の要望をしっかりと受けとめていただき、十分配慮していただいた予算原案となっていると思う。予算については議会の審議も経るが、この間、予算編成に当たられた財務部には感謝を申し上げる。

○委員長 13ページにある保育園の運営費について伺いたい。新たに開設されるかたばみ保育園に33人、滝山しおんは36人から90人に、下里は100人から130人にと大幅に増えているが、施設の問題等含めて対応しきれぬのか。

○財務部長 これらはすべて民設園であり、かたばみ保育園は旧前沢幼稚園が園舎の後ろ側に保育園を造る新設園である。滝山しおん保育園は、従来、乳児保育だけを行っていた小規模な保育園だが増築して規模を大きくしている。下里しおん保育園は施設の中で定員の割り振りを工夫しながら、現有の施設の中での30名の増員をすると聞いている。したがって、市で行うために支出するものではなく、あくまでも民間の設置者のご努力によってできるものである。それに対して市が運営費補助として、園児1人当たりの補助金を増設増額していくものである。

○委員 14ページの「その他事業等」のところで、公設民営の保育園は「公共施設のAEDの設置」の対象になるのか。

○財務部長 担当部に確認したところ、公設民営の施設には運営費補助金を出しており、その中に含まれている「充実補助金」での対応をお願いしていくということである。

○委員 AEDの耐用年数は何年か。

○財務部長 7年と聞いている。

○委員 機器の全部を替えるのか。

○財務部長 バッテリーだけではなく、全部交換になる。

○委員長 いろいろ伺ってきたが、この後、ご説明いただいたところに基づき、教育委員会としての議論もお願いしたい。財務部長と財政課課長補佐におかれては、ご多忙のところご出席いただきお礼申し上げます。

(財務部長、財政課長補佐退室)

○委員長 大変ありがたいことに、平成24年度の教育費の当初予算は市財政全般が非常に厳しい中で第3位の予算となっている。改めて何か伺うことはあるか。

○委員 13ページにある「プール排水公共下水道接続替の工事」に第七小学校とあるが、これまででもプールの下水道への排水については話題に上がっていた。今後も順次対応していくが、平成24年度は第七小学校が対象ということなのか。

○総務課長 24年度は第七小学校1校であるが、下水道接続については引き続き、毎年拡大して対応していきたいと思っている。

○委員長 本日お示しいただいた予算原案が最終的にまとまり、後は実際にそれを生かすべく事務局にはお骨折りもいただくことになろうかと思うのでよろしくお願ひしたい。

これで質疑を終了し、討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第2号 平成24年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（原案）について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第2号は承認することに決した。

◎その他

- 委員長 日程第4、その他に入る。事務局から何かあるか。
 - 総務課長 特にない。
 - 委員長 それでは次に進む。
-

◎諸報告

- 委員長 日程第5、諸報告に入る。「①平成23年第4回市議会定例会について」から、順次、説明をお願いする。
- 教育部長 平成23年第4回市議会定例会については、先の12月の教育委員会定例会において予算特別委員会までの状況を報告しているので、本日は12月20日の最終日までの報告をする。最終日に、市長から「市議会運営に迷惑をかけ、市議会並びに市議の皆様へ陳謝する」という市長陳謝が議会の中で行われた。その後、市長の給料を減額する「東久留米市特別職の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例」が提出され、可決された。この追加議案については添付の資料もご覧いただきたい。「給料月額100分の50、1カ月の間」ということであるが、従来から2割減額があるため、本則からいけば4割減ということになる。続いて、第4回定例会における全体の審議結果であるが、市長から提案された議案のうち、「東久留米市下水道条例の一部を改正する条例」については否決であった。そのほか、教育委員会にかかわるものとしては請願がある。前回、文教委員会での状況報告をしているが、放射能測定を求める請願第83号、第96号、第100号の3本は文教委員会で審議され、結果は趣旨採択となり、最終日の本会議においても趣旨採択となった。
- 委員長 この件については以上にとどめる。続いての報告を求める。
- 総務課長 空間放射線量の測定結果表に基づき、市立の小・中学校における測定結果について報告する。12月の教育委員会定例会においても報告をしているが、今回は12月分の測定結果を報告する。測定内容は地上5cmにおける空間放射線量の測定であるが、今回の測定では市の対応基準値となる毎時0.24マイクロシーベルトを超える地点は1カ所もなく、すべて市の対応基準値以下の結果であった。今後の対応については市長部局とも調整する部分はあるが、少なくとも今年度中については定点観測となる今回測定した場所、さらに、以前、市の対応基準値を超えた場所及びそれを除染して埋設した場所について、継続して測定をしていく予定である。
- 委員長 この件については以上にとどめる。続いての報告をお願いする。
- 学務課長 東久留米市特別支援学級設置検討会の検討状況について報告する。本市の特別支援学級については、平成22年度に小学校の特別支援学級環境整備計画を策定し、25年度の開設に向け、準備を進めている。この計画の中にも、中学校の特別支援学級の環境整備計画の策定がその他の課題として残っている。中央中学校に4学級と多くの生徒が在籍していることから、早急な環境整備が急務となっている。このような状況に対応するため、教育委員会では「東久留米市特別支援学級設置検討会」の要領を作成し、第1回目の検討会を10月26日に、第2回目の検討会を11月4日、第3回目の検討会を12月27日に開催した。本日、1月4日付で検討会から報告があったため、それを配付させていただいた。
検討結果であるが、固定学級については西中学校に知的障害学級を2学級、通級指導学級

については久留米中学校に難聴学級を1学級開設するというものである。開設の理由については記載のとおりである。

この報告書を受け、学務課では中学校の特別支援学級環境整備計画案を作成し、2月8日の教育委員会定例会で議案提出をさせていただきたいと考えている。

- 委員長** この件は以上にとどめる。続いての報告をお願いします。
- 学務課長** 小山小学校の給食調理業務委託に関する保護者説明会の報告をする。24年度から小山小学校に導入する給食調理業務委託について、1月13日に保護者説明会を開催した。一人の保護者が出席され、配付している資料に基づき報告している。先ず、委託することによってこれまでどおり市で行うもの、委託することによって委託業者が行うものを分けて説明した。また、委託業者が決まるまでということで、初めに5月17日に小山小学校にて保護者説明会を開催したこと、7月29日に業者選定委員会を立ち上げたこと、9月1日に広報と市のホームページで広く受託業者を募集したところ22社から応募があったこと、9月27日と10月7日に一次審査を行って5社が通過したこと、11月7日に二次審査を行い5社の競争プレゼンテーションにより東久留米市の食育、配置人員予定、経費などの審査をしたこと、12月13日に二次審査をし、一次通過業者と契約金額とを精査し、条件をすり合わせた上で契約が締結したことなどを報告している。委託業者は一富士フードサービス株式会社関東支社で、第一小学校と同一の業者という報告をしている。
- 委員長** この後に予定している教育目標の協議は時間がかかると思うので、その他を続けて報告していただきたい。
- 総務課長** 最初に、東京都教育委員会職員の表彰受賞者について、指導室から報告する。
- 指導室長** 今年度の東京都教育委員会職員表彰は、南町小学校の主任教諭である大野義久教諭が受賞した。受賞理由はソフトボール部の部活動指導である。教員になって以来、在職30年間にわたり女子ソフトボールの指導に熱心に当たってきた。特に、経験のない生徒を都大会等で入賞に導くなど、その熱心な指導を認められてこのたび表彰されることになった。また、部活動指導だけではなく、校内においても学年主任等を努める等、学校教育の充実発展に尽くしてきた。表彰式は2月9日の木曜日、ホテルフロラシオン青山で執り行われる。なお、教育委員会からは教育長が表彰式には参加する予定になっている。
- 生涯学習課長** さる1月9日に開催した成人式について報告する。参加者数であるが、午前11時から午後零時20分まで行われた第1回目は対象者が久留米中・西中・下里中学校の学区域居住者で、男性174人・女性169人の合計343人が出席している。続いて、午後2時5分から3時25分まで開催した2回目は対象が東中・南中・大門中・中央中学校の学区域居住者で、男性208人、女性196人の合計404人が出席している。1回目と2回目の合計は男性382人、女性365人の合計747人である。全対象者数は男性585人、女性556人の合計1,141人で、参加率は男性65.3%、女性65.6%の合計65.5%で、前年より3%減少した。

なお、2回目の集いの中、数名の新成人が壇上に上がる行為をしたことに対して、事業を委託している文化協会と反省会を行った結果、次回には舞台警備の人員体制の増並びに舞台の縁にすき間なくプランターの花を置くことにより、階段を使わないと壇上に上がれないような措置を取りたいと考えている。また、両サイドの階段には人員を厚く配置することを考えている。

- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 スライドを見た時に身近にいたのでよく聞こえたのだが、騒いでいた数名の新成人が、お手伝いをしてくれた小学生を冷やかしていた。小学生を傷つけたのではないかと思うので、フォローをしっかりとお願いしたい。
- 式の進行は女性によるスムーズなアナウンスでとても良かったが、途中、あまりに会場がうるさい時には一時中断するなり注意を呼びかけることはできないのか。お祝いの席なので、まじめに聞いている方に対して不快な感じを与える注意の仕方は良くないと思うが、「しばらくご静粛に」という感じで、一たん騒ぎが収まるまで進行を止めるのはどうか。騒々しくすることは良くないという注意喚起はしたほうが良いので、次年度に検討いただきたい。
- 生涯学習課長 小学生へのフォローについてであるが、当日、私も耳にしたので、小学生が保護者と帰られる時に、お詫びと状況の説明をした。次回はローテーションの最後になる下里小学校の担当になるが、しっかりと対応していきたいと思っている。
- また、騒々しくなったら一時中断することについては、式典であるためできればそのようなことがないように続けて進行していきたいところではあるが、その状況に合わせて対応するように考えたい。
- 委員 午後の参加者が多かったこともあるが、遅れてきた新成人が席に座れなかったようである。安全管理の問題もあるが、中央横の通路にパイプいすを並べておけば30人ぐらいは座れたのではないか。式典の最中、上から下りてきて席がないのでまた移動していたり、座る場所があったが端の席に座っている人がいるために真ん中の席に座れないということもあった。会場に入った以上は座っていただいたらどうかと思う。きっちり座席を固めるということであれば、遅れてきた人には別室に入ってもらえるなどの検討をしてもらいたい。
- また、いつも素晴らしい歌声を披露してくれているソフトボイスの皆さんには何年も続けて出演してもらっているので、新成人が花束を渡すなどしたらどうか。
- 委員 「ソフトボイスの皆さんは市内の小中学校を卒業している」ということを紹介してもらったらどうか。
- また、強行かもしれないが、元気のよすぎる新成人は強制的に退席させられないのか。
- 生涯学習課長 座れなかった新成人への対応であるが、通路は階段状になっているためいすは置けない。ご提案の場所は来賓席などの後ろの全体の真ん中辺り、1階と2階を分ける通路のことか。
- 委員長 消防法等の関係で簡単にはできないのではないか。
- 生涯学習課長 消防法等の関係で非常事態の通路の確保が必要だと思うが、該当内であればそういう対応が可能かと思うので考えさせていただきたい。また、ソフトボイスのメンバーを紹介するというご提案については、委託している文化協会と検討したい。強制的な退席についてであるが、今回も午後の会で最も騒々しかった二人には強制的に退室してもらった。その二人が退室した後、仲間と見られる新成人も自主的に退室しており、現実的にはそういう対応もせざるを得ないと思う。
- 委員 一生に一度の式なのにごく一部の新成人が騒いでしまうと台なしになってしまうので、そういう運営はしっかりとお願いしたい。
- 委員長 ソフトボイスについてはご案内をいただいているが、1行でも2行でもそのことを添えておいても良いと思う。

○委員 先ほどの小山小学校の給食の調理業務委託について伺いたい。説明会には一人の保護者が出席されたということであるが、特に質疑などはなかったのか。

○学務課長 一通りの説明後、質問をいただいている。「今後の計画はどうなっているのか」については、「現在の計画は5年計画の最後の計画で、次期の計画については現在未定である」と答えている。「アレルギー対応はどうか」については、「委託になっても変わらず栄養士を配置しているので、アレルギー対応についても継続していく」と答えている。「保護者向けの試食会はどうか」については「先に導入している第七小学校、第一小学校、第九小学校同様、保護者をはじめとして学校教職員や市職員を対象とした試食会を行っていききたい。直営から委託に変わった場合でも引き続き、検証も含めて行っていききたい」と答えている。

○委員長 この件は以上にとどめ、「⑤平成24年度東久留米市教育委員会教育目標及び基本方針について」に入るが、長時間にわたるため、ここで5分間の休憩をする。

(午前11時38分休憩)

(午前11時45分再開)

○委員長 再開する。「⑤平成24年度東久留米市教育委員会教育目標及び基本方針について」に入る。既に定例会や協議会を通じて議論を重ねてきているが、それらを受けて新たな資料も用意されているので説明願いたい。

○総務課長 平成24年度の教育目標及び基本方針については、昨年12月16日に開催した第12回定例会で資料をお示しし、その後、協議会で検討いただいた。本日はこれまでの内容を盛り込んだ三つの資料を用意しているので、これらを参考にご審議いただきたい。資料1、資料2、資料3とあるが、どの資料も前文及び四つの人間像等の変更はしていない。そのほかの資料では基本方針の並べかえ等について事務局案をお示ししている。

資料2は基本方針を変更しない場合のものであるため、まずはこれを例に説明させていただきたい。2ページ以降に基本方針1から5までであるが、資料2では基本方針の並べ変えはしていない。ただし、変更が必要な部分として、施策の方向では幾つかの案を示している。3ページの「基本方針1」の施策の方向3の第四小学校閉校の記述については変更している。6ページの「基本方針2」の施策の方向8については、「子どもの進路希望に応じたキャリア教育を充実するため」の文言に委員からのご提案を追加した表現に変わっている。「基本方針3」の施策の方向2は「人間尊重推進月間（さわやか月間）における児童・生徒の作文、標語、ポスター作品募集等を通じて」という表現に変更している。

続いて、資料1をご覧ください。これは基本方針の並べ変えを行ったものである。基本方針1を「人権」に、基本方針2を「安全な学校」に置き換えたものである。さらに、基本方針3「確かな学力の育成」についても基本方針2から移している。基本方針の4と5に変更はない。

続いて、資料3をご覧ください。資料3は基本方針1を「人権」に、基本方針4を「安全な学校」とする場合である。基本方針1を「人権」に、基本方針2に「健やかな心と体の育成」を、基本方針4にはこれまで基本方針1であった「安全な学校」を移している。基本方針5に変更ない。

このような形で3通りの用意させていただいた。この辺の資料をもとに改めてご協議いた

だきたい。

○委員長 各委員におかれては、この間、改めていろいろとお考えいただいたと思うので、まずはそれをお出しいただきたい。基本方針にかかわって三つの資料があるが、大前提になる教育目標前文あたりから、お出しいただきたい。

○委員 先日の協議会でも長い時間をかけて話し合い、今回はそれを受けて基本方針の順番を並べ変えるという提案が出たことについて意見を申し上げたい。私は、24年度については基本方針の順番の入れ換えをする必要はないと考えているので、変更のない資料2を基に協議を進めていけば良いと思う。順番を入れ変える理由に、検討中である教育振興基本計画を前提にされているのが、それに先駆けて変更するのは少し早いと思う。しかし、並び変える順番についての異論はない。教育目標の求める四つの人間像と基本方針については、便宜上、番号を振っていたり順番が決まっているけれども優劣をつけるものではないというのが皆の共通認識で、すべて大事なことであると。ただし、便宜上、順番はある。求める人間像の四つの趣旨に対応する形で並んでいる基本方針なので、24年度にここだけを変えるのはどうかと思う。もちろん、人権尊重はとても大事なことで一番先に述べたいが、それについては教育目標の前文で、「生命と個人の尊厳を重んじ」と真っ先に述べているので理念としては通じていると思う。

また、教育振興基本計画の骨子案を見ると四つの柱に分けて検討されているが、今の教育目標は基本方針が五つある。最上位計画となる教育振興基本計画が固まった段階で四つの柱に合わせて再構成するのが良いと思っており、25年度に向けての検討課題だと思う。

○教育長 教育目標については何年かにわたり論議してきており、かなり洗練されているものになっていると思う。学校はこれをベースに毎年度の目標を立てて学校教育を行っているため、文言の多少のいじりはともかくとして、骨格をいじるのは学校現場に対して影響が出てくるだろう。

前回の協議会で提案した基本方針の入れ換えについて、一言申し上げたい。市には教育目標や教育方針があるが、その上には憲法や教育基本法、学校教育法などがある。この上位法で述べているものについて、市では何をどう表現するかについては教育委員会の判断だと思うが、委員ご指摘のとおり何が優先されるのかについてはなかなか推し測れないというのが教育委員会の共通した認識ではある。そう考えると、本市が掲げる順番については、憲法などを参考にして考えていくのが良いのではないかと。

また、東京都や各市が人権問題を最初に持ってきているのは、単に東京都の方針に従うということではないと思う。これは日本の身分制度ができた有史以来の課題であること、特に戦後の日本の教育の中で人権教育については並々ならぬ努力を払ってきたが故に人権尊重・人権教育が最初に挙げられていると思っている。こういったことはなかなか文言では表現されていないが、先人が不断の努力をしてきたからこそ、基本的人権の尊重が確立してきたと思う。しかし、基本的人権が確立したと言ってもそれは法律上の位置づけの問題であり、われわれが不断の努力をしていかなければ獲得できない問題だと思う。

昨年、本市の学校で人権にかかわる重大な事案が生じたが、私たちは「人権」については不断に、日常的に、教職員あるいは児童・生徒に大事だという意識づけを意図的に行っていたかなければならないと思う。先日、当該の学校長や先生に注意を行った時に、昨年の12月24日付の新聞記事を渡した。内容は今でもいろいろマスコミで言われている、サッカーの

試合における人種差別の問題で、それは国際サッカー連盟の会長の発言である。「サッカーの試合に人種差別などはない。不適切な言動があっても試合後に握手すれば良い」という発言があって、これは国際的な人種差別の問題であるとして謝罪したというものである。この記事の中で、ある黒人の女性教育者が「私たちが人種差別に直面した時にそれを受け入れたり黙認すれば、私たちが同意したのだと信じる人々を許容することになる。どんな小さな差別でも毅然と反論してきた人たちがいたからこそ、肌の色で人を差別するのはいけないという当たり前の世界が生まれた」と述べられている。人権の意識については学校教育の経験を踏まえながらも、やはりその根本には憲法や教育基本法によるところが大きいと言われていいる。日常的にはわれわれが注意していなければまた同じような過ちを繰り返すという意味からも、人権の問題は最初にもってきても良いのではないかと思う。

○委員 先ほど委員からもご指摘があったが、教育目標は教育振興基本計画や、市の長期総合計画や基本構想等といった長期的なビジョンの中で位置づけていくことが不可欠である。さらに、昨年の東日本大震災をめぐる様々な状況の中、生命と人権を尊重する教育を実現していく必要があると痛感している。しかし、それは教育委員会だけでできるものではなく、国や都のサポートも必要になるが、精神を育成するにとどまらずもう一步進めていきたいと思っている。24年度はそういったことを一つの画期にしていく時なのではないかと思い、人権を基本方針1に掲げる案を出させていただいた。

○委員 この時点で基本方針の順番を変える必要があるのかという思いがあったが、前回の協議会の時に、他の委員から事務局案とは違ったご提案があった。メッセージとして受け止める場合、いくら優劣はないといっても最初に掲げられているものからはそういったことが伝わってくると思う。また、教育長の話も伺って変えても良いと思った。

ただし、「人権尊重及び社会貢献の精神の育成」は東京都と同じ文言ではあるが、「人権」と「社会貢献」を一つにくくるのはどうなのか。「社会貢献」の文言はほかの文言と組んだほうが良いのではないか。

○委員長 各委員のご発言をいただいたところで、私も発言するについてメモをお配りいただきたい。

(資料を配布)

ここでお出しするのは、私のメモが皆さんの発言を制約してはいけないと思ったからである。私はこういうメモをずっと掲げており読み返したところ、本日申し上げることはほぼこの教育目標に入っている。しかし、全般には及んでいない。このメモは前文についてのみ、今まで出たご意見等を踏まえて書き加えたものである。

一つは、前回、事務局からの提案や教育長からも話があった東京都の基本方針にある人権尊重の精神と社会貢献の精神の問題について。私はこれを前文で生かそうと思っている。東京都が示している人権尊重と社会貢献の問題は本市の教育目標の前文のトップに、「生命と個の尊厳」あるいは「社会に向けて、新しい社会づくり、貢献する」という形で生きている。教育長も言われていたように、人権問題は言い続けなければならない。特に、差別問題は自分の内なる差別意識と闘う必要があり、差別をなくそうとする方向に動く必要がある。そういう意味で、まずは問題意識を持つことが大事である。

ただし、「社会へ向けての意識を持とう」だと思うので、「人権精神」ではなく「人権意識」ではないか。「精神」という文言はいろいろな問題に及ぶのでここでは使わず、「意

識」が良いだろう。この問題に対する基本的な意識を持つことが大事だという意味で、生命と個の尊厳を「絶対視する人権意識」と示している。

また、「社会の貢献」という言葉については委員からも話があった。「貢献」は強いられるものではないが、社会に貢献して社会を良くすることによって個の尊厳も保障されるという相互関係にあるだろうということで、並べても良いと思う。東京都の表現とは少し変えているが、「公共への責任・貢献を果たす社会意識を培い」、全体に資する人権意識とそういう社会意識を培うという表現にし、その後、「社会及び国家」とひっくり返し、ここに人権問題と社会貢献の問題は前文ではっきりと謳える。これは、今までわれわれが表現してきたことをあえてこういう言葉を加えることで強調するという意味で、この間の議論や事務局の考え、ただ今の教育長の話にもあったような問題を含み込むことができるのではないかと考えた。

なお、基本方針にもかかわってくるが、人間像のところでは、先ず、「強い身体（からだ）を育てる」とする、あるいは健全な心の発達を図るとしたい。この考え方は、教育とは何だという大前提あるいは原理というもの、不易の部分を先ずは対象となる義務教育とし、やがては生涯学習とともに置くわけであるが、先ずは「強い身体（からだ）と健全な心の発達を図ろう」ということである。そういう中で、人権意識なり社会貢献への目も育ってくる、あるいは育てていけるという考え方に基づいてこういう表現をした。その関係で、四つの人間像についても先ずは身体（からだ）と心の問題、あるいは人権精神を頭に置いて、表現はなお吟味を要すると思うが「健やかな身体と豊かな心を培い」とする。2番目にはトップにある自らの問題、学ぶ問題とする。その説明の後に、「さらなる向上のために」と置く。

「学び続ける」は生涯学習へもつなげていく意味合いを持ち、それから義務教育問題を超えて全市民あるいは生涯学習にかかわる視点をここで確認しておく。以下、少し表現を変えているが、四つの人間像を基本的にここに含み込んでいる。

なお、教育目標と基本方針の関係についても厳密に考えていく必要があると思っている。これまでに何回も議論してきたが、“気づいたら改めることにはばかることなかれ”であり、一つでも二つでも時代や状況を踏まえ変えるべき部分があるとしたら、ためらわずに変えていって良いだろう。憲法に当たる部分だからこころ変わってはいけないことは言うまでもない。しかし、そういう意味での微調整は必要な限り行って良いと思う。

このメモは、教育目標を考えるに当たっては、「順番や軽重の問題ではなく、一つの論理・考え方について筋道を追うところなるであろう」と考えて記したものである。ご意見があれば伺いたい。

○委員 「基本方針の順番と教育目標が掲げる四つの人間像との対応を考えて順番を検討する必要があるのではないか」ということが、私の意見である。しかし、委員長からのご提案メモでは人間像にも踏み込まれており、改めて筋道を立てて並べ変えようというものである。これを一度しっかりと受けとめさせていただき、そこから24年度をもう一度組み変えていくことになれば考え直すことには反対ではない。もう一度、前文及び人間像から24年度をしっかりと考えるのであれば、再度、協議会を開催するなどして話し合うのが良いと思う。

○委員長 教育目標と基本方針との絡みは、なお十分に吟味したいと思う。確かに教育振興基本計画はこれからの話ではあるが先取りできる部分もあったが、今回はひとまず置こうと思っている。

教育目標と基本方針の関係であるが、教育目標そのものは、当然、基本方針にかかわることも頭に置いて考えるべきで、基本方針との対応関係で構成されるべきということは言うまでもない。ついては、基本方針と可能な限り見合っただけでは当然だとは思いますが、具体的に表現するにはかなり厳密な検討を要する。今後の予定であるが、教育目標は2月の定例会で議案上程するのか。

- 総務課長 その予定である。24年度当初からの目標になるので、その時点でお決めいただきたい。
- 委員長 学校へ伝えるのが遅れてはいけない。
- 教育長 学校は市の教育委員会の教育目標に基づいて各校の目標を考えるので、固まったものを伝えなければならない。
- 委員長 作業部会を新たに起こしたらどうか。次の定例会で議論するのでは間に合わない。
- 教育長 もう一度協議会を開催したらどうか。私は、教育目標の前文は若干の言葉の入れ換えをしたとしても、人間像はスローガンになるので変更しないほうが良いと思っている。1年生で入って6年生で卒業する時に、市の教育委員会の求める人間像が毎年変わっていたということは避けたい。
- 委員 それならば、人間像の中で入れ換えをすることを検討するのか。基本方針の順番を変えるのであれば、そこも少し動かすぐらいのことはあっても良いと思う。
- 教育長 基本方針については前文と人間像を含め、委員が言われるような沿ったものにすればそんなに違和感はない。何を優先するかはないにしても、世間一般的には順番の意味を感じるところはあると思う。それについてはもう少し教育委員会で論議した上で決めていただきたい。
- 委員長 教育長が言われるとおり、協議会で議論したほうが良いだろう。協議会でまとめて、定例会で議案上程することにしたい。
- 委員 「前文」にはあまり法的な拘束力はないという理解が多い。四つの人間像が目標そのものであり、前文にあまり大きな期待はかけず、前文は趣旨を説明するものであるという理解が多いと思う。
また、委員が言われたとおり、教育目標に基本方針がどのように対応していくべきなのか。基本方針が五つで教育目標の人間像が四つなのは、前文の趣旨を酌んで五つの方針にしていると思うが、市の長期総合計画等も視野に入れ検討したほうが良い。

◎閉会の宣告

- 委員長 これをもって平成24年第1回教育委員会定例会を終了する。

(午後零時24分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年1月18日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 井上敏博(自署)